

高石市剪定枝粉砕機貸出事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、剪定枝の有効利用を促進し、もって廃棄物の減量及び資源化を図ることを目的とするため、剪定枝粉砕機（以下「粉砕機」という。）を市民等に無償で貸出しすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 粉砕機の貸出しを受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内において粉砕機を使用しようとする者であって、市内に住所若しくは家屋を有する個人又は市内に所在する自治会等の団体とする。

(貸出期間)

第3条 粉砕機の貸出期間は、貸出日の初日から起算して7日以内とする。ただし、返却日が以下の各号に掲げる日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その休日等の翌日を返却日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(申し込み)

第4条 対象者は、次に掲げる書類を提示の上、高石市剪定枝粉砕機使用申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 粉砕機を使用する者の本人を確認するための書類
 - (2) 対象者が団体である場合にあっては、当該団体が市内に所在することを確認するための書類
- 2 前項の申込書は、粉砕機の貸出しを受けようとする日の当日までに予約しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めたときは、この限りでない。

(貸出し及び返却)

第5条 粉砕機の貸出しを受ける者（以下「利用者」という。）は、本市の指定する場所で粉砕機の貸出しを受け、返却する際は本市の指定する場所に返却するものとする。

2 利用者は、返却する際に高石市剪定枝粉砕機利用報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 粉砕した剪定枝を土壌改良材等として有効利用し、市のごみ収集に出さないこと。
- (2) 利用上の注意を厳守し、適切に管理するとともに、保護具を着用するなど十分な安全対策を講じること。
- (3) 粉砕機に異常が生じたときは、直ちに利用を中止し、本市に報告のうえ、その指示に従うこと。
- (4) 騒音、剪定枝の散乱等により、近隣への迷惑とならないよう注意すること。
- (5) 粉砕機を転貸しないこと。
- (6) 粉砕機を剪定枝の処理以外に利用しないこと。

(貸出しの中止)

第7条 市長は、利用者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したと認める場合は、直ちに粉砕機の貸出しを中止するものとする。

(損害の賠償)

第8条 利用者の責めに帰すべき事由により自己若しくは第三者に損害を生じ、又は粉砕機の全部若しくは一部を滅失し、若しくは毀損したときは、利用者の責任においてこれを処理するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。